

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成26年3月26日 午前11時30分頃 長野県岡谷市湊435番地 (中央自動車道諏訪湖サービスエリア駐車場内)		
	事故の概要	後退した公用車と駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (左フロントフェンダー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	256,552円・100分の100	
	賠償金	—	256,552円	
	内	保険金	—	256,552円
	訳	一般財源	—	0円
	専決年月日	平成26年5月14日 地方自治法第180条第1項		